

ナルカ其ノ後組合側ニ在リテハ十二月五日夜組合事務所ニ於テ
役員會ヲ開催再嘆歎致傷損トシテ

(1) 運動給與時分ニ關スル件

(1) 中日黒線給與時分ヲ二十五分トセラレ度シ

(2) 下高井戸線給與時分ヲ五十五分トセラレ度シ

(3) 規程第四十三條日給標準時間ヨリ超過シタル時ハ手當ノ増
額支給ニ付考慮セラレ度シ

(4) 食事時分(中日黒線)ヲ考慮セラレタシ

(5) 病氣欠勤ニ依ル退職ハ百八十日トセラレ度シ

(6) 不操ニ涉ラサル手袋ノ使用ヲ車掌ニモ許可セラレ度シ(使
用期百八十日一日ヨリ翌年三月末日迄)

(7) 改正運輸後車員規程ヲ各組ニ一部署配布セラレ度キ事等ヲ
決定シ十二月十八日會社ニ於テ西山以下代表四名ハ長尾川
現場主任ニ會見交渉セル結果嘆歎致傷損

(8) 天現寺—中日黒線二十分ヲ二十二分給與
浩考—下高井戸五十三分ヲ五十五分給與

(9) 二對シテハ左ノ如ク支給ス

(10) 二對シテハ目下考慮中

(11) 二對シテハ不承認

(12) 二對シテハ不承認

(13) 二對シテハ十一月十五日ヨリ翌年二月末日迄使用ヲ許可ス

(14) 二對シテハ不承認

(15) 二對シテハ不承認

(16) 二對シテハ不承認

等ノ回答アリ 依ッテ組合側ハ十二月二十四日夜組合事務
所ニ於テ役員會ヲ開催 西山組合長ヨリ回答状況ノ報告ヲ
ナシタル後對策協議ヲナシタル結果 本件運動ハ比ノ程度
ヲ以テ打ケ切ル事ニ決定セリ

た及申(通)報候也

2